

国際金融ワンストップサポートセンター大阪 (ossc) 拠点設置にかかる支援内容のご案内



1 金融系外國企業等拠点設立補助金

金融系外国企業等*の大阪市内への新たな事業所の設置に際し、大阪進出に向けた事前調査及び拠点設立を行うために必要な経費の一部を補助

*FinTechに関する事業（AI、ブロックチェーンなどIT技術を駆使した革新的な金融サービスを提供する事業）、投資運用業、投資助言・代理業、その他資産運用に関する事業を行う事業のうち、大阪府知事が適当と認めた事業を営む内国公社又は外国公社

※ 金融系外国企業等一社につき各1回申請可能

事前調査	補助限度額： ¥1,100,000 (補助率：10/10)
拠点設立	補助限度額： ¥10,000,000 (補助率：1/2)

	交付要件	補助対象経費
事前調査	申請日より1年以内を目途に大阪市内の事業所設置を行う意欲を有していること	(1) 事業所等の賃借料 (2) 事業所の賃借に係る初期費用
拠点設立	<ul style="list-style-type: none"> ・申請年度に大阪市内で拠点設立をしていること ・次の(1)から(4)の要件を全て満たしていること <ul style="list-style-type: none"> (1) 金融系事業を営むための事業所として使用する施設を確保していること (2) 商業登記法又は会社法に基づく登記を行っていること (3) 当該拠点の業務に必要な常時勤務を行う従業者を確保していること (4) 金融系事業を開始していること。なお、開始にあたり金融商品取引業等のライセンス登録が必要な場合においては、当該ライセンス登録が必要な場合においては、当該ライセンスの登録取得を行っていること。 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 事業所等の賃借料 (2) 事業所の賃借に係る初期費用 (3) 事業所で必要となる器具備品等購入費用 (4) 事業所設置等に関する専門家への相談費用 (5) 人材採用に係る費用



※補助金交付には要件がありますので、まずはサポートセンターにご相談ください。

2 金融系外国企業を対象にした地方税の軽減制度

2025年度までに大阪市内に進出した場合、法人住民税及び法人事業税を最大10年間ゼロ！！

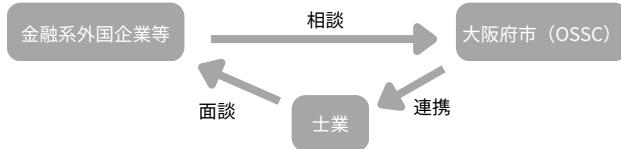
	2023年度まで大阪府内に進出した場合、法人住民税・法人事業税を最大20%免除	
軽減税目	大阪府	法人住民税（均等割・法人税割）・法人事業税
	大阪市	法人住民税（均等割・法人税割）
軽減割合	対象事業の割合に応じて、相当する額を控除（最大で全額控除）	
対象事業	資産運用業	<ul style="list-style-type: none"> • 第1種金融商品取引業（例：証券会社） • 第2種金融商品取引業（例：クラウドファンディング事業者） ＊適格機関投資家に関する業務についての登録等の特例、投資法人の発行する投資証券等の募集を含む • 投資助言・代理業（例：投資顧問業者） • 投資運用業（例：アセットマネジメント、ベンチャーキャピタル）
	フィンテック	<ul style="list-style-type: none"> • 情報技術を用いて革新的な金融サービスを提供するもの
対象法人	<ul style="list-style-type: none"> • 2023年11月1日以降に大阪市内に本支店を設置した法人であって、以後継続して本支店を有する次の法人 ＊外国法人（過去に日本に本支店を設置していた場合を除く。） ＊内国法人（①から③のいずれかを満たす2023年11月1日以降に設立された法人） <ul style="list-style-type: none"> ① 外国投資家（外国法人が100%出資する会社等）が株主又は社員の議決権の全部を直接保有している法人 ② 外国投資家が出資割合の100%である法人又はその構成員の全部を占めている法人（①を除く） ③ 外国投資家が役員等の100%を占めている法人 • 登記事項証明書等で本支店の設置状況が確認できること • 事業開始にあたり金融商品取引業等のライセンスが必要な場合には、ライセンスの取得を行っていること 	
軽減期間	最大10年間（2年ごとに事業計画の延長が必要）	

3 金融・資産運用特区の特例による会社設立等の支援

1. 金融ライセンス取得等への支援

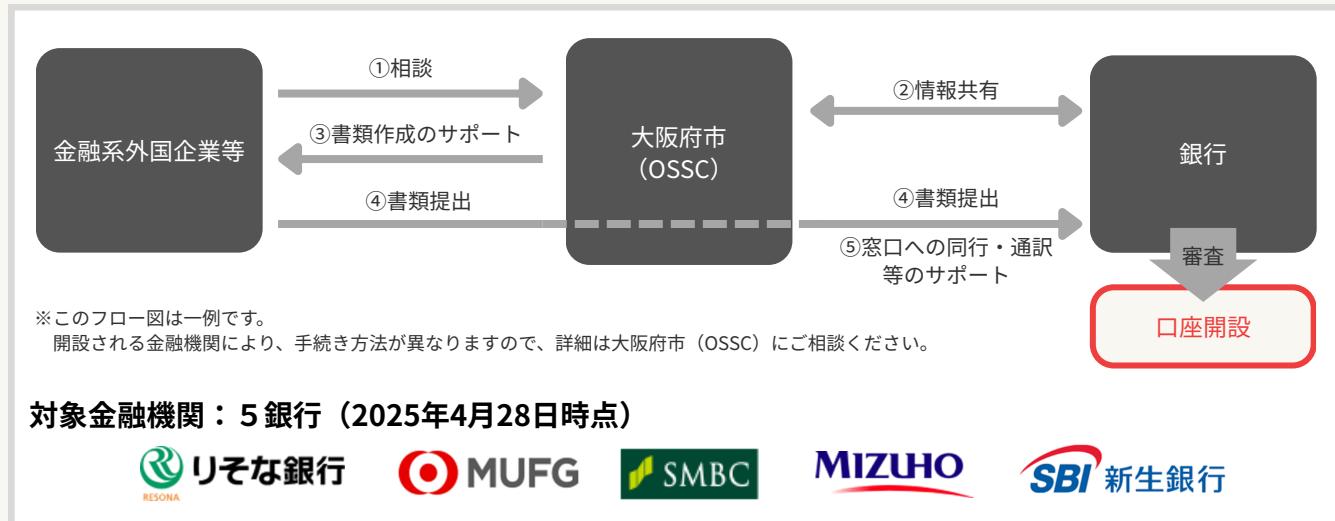
海外の資産運用会社等の登録に関する事前相談・登録手続等を英語で行うとともに、これらの業務をワンストップで行う金融庁「拠点開設サポートオフィス」の「大阪バーチャルオフィス」が2025年4月にオープン。OSSC経由で、よりシームレスな手続きが可能です。

(参考) 大阪を拠点に活動している士業で構成するコンソーシアムによるリーガル相談を無料でご提供します。(1時間2回まで)



2. 銀行口座開設支援

大阪府市と金融機関によるネットワークにより、迅速かつ円滑な銀行口座開設手続きを支援します！



3. 法人設立に伴う英語による行政手続き支援

会社設立関係及び各種保険関係の手続きに関して、英語による申請手続きが可能です！

※支援要件等がありますので、相談時に必ず確認してください。

	会社設立関係（法務省所管）	各種保険関係（厚生労働省所管）
対象となる手続き	(1) 会社設立登記 (2) 定款認証	(1) 厚生年金保険・健康保険 (2) 労働保険 (3) 労働基準 (4) 雇用保険

手続きの流れ（例）

：企業側の対応（赤字はOSSCでの支援内容）

：OSSCや大阪府市での対応

①

国際金融ワンストップサポートセンター大阪（OSSC）に相談

会社設立関係

- ② 申請書支援ツールを提供
- ③ 申請書等の作成
 - ・支援ツールで翻訳されない申請事項の日本語翻訳
 - ・各種証明書など英語で記載された書面の日本語翻訳
- ④ 定款認証
 - ・公証人の面前審査における通訳
- ⑤ 法務局に登記申請書の提出（窓口へ持参または郵送）
 - ・土業による申請書等の確認
- ⑥ 補正の支援
 - ・申請書等に不備が生じた場合などの登記所等との調整

各種保険関係

- ② 申請書等を提供
 - ・ポータルサイトの紹介などによる申請書の提供
- ③ 申請書等の作成
 - ・チェック項目リストを用いた確認
 - ・様式における翻訳箇所の事前確認
- ④ 手続窓口にアポイントメント調整
- ⑤ 対面にて手続
 - ・手続時の通訳
 - ・必要に応じて確認調整

手続（審査）完了